



西宮神社文化研究所編

近世諸国えびす御神影札頒布関係史料集

西宮神社

西宮神社文化研究所編

近世諸国えびす御神影札

頒布関係史料集

西宮神社

### 刊行にあたり

西宮神社のえびす信仰は、室町時代以降七福神信仰を通じ、また御伽草子や上方文学、更には人形操り・狂言等の芸能により各地に広がっていきました。中でも寛文三年（一六六三）に公儀造営された本殿維持修理のため、幕府からえびす像札・田の神札・神馬札の三種の御神影おみえの賦与が当社のみに許可され、それ以降江戸支配所、名護屋支配所を拠点に各地に居住する当社社人を通じて、奥羽・関東・信越・東海方面に限らず神札が賦与されることとなりました。各地で中心となった触頭家とは現在でも交流があり、江戸期の神像札賦与に関わる文書を所蔵されておられるところも少なくありません。

平成十四年頃より職員がこれらのお宅や分霊社を訪問し、所蔵文書の撮影を順次行つて参りました。平成二十二年に西宮神社文化研究所の設立を契機に、撮影文書の翻刻、整理を開始し本殿復興五十周年の記念事業の一つとして、ここに一冊の史料集を刊行する運びと相成りました。

近世のえびす信仰を研究する上で、同じくこのたび刊行を致しました元禄七年（一六九四）からの当社「御社用日記」と本書とは根本史料となるものです。今後の活用が期待されます。

文書の撮影にあたり、こころよく文書を提供していただき、ご協力下さった皆様に衷心より厚く御礼を申し上げます。

平成二十三年九月

西宮神社宮司 吉井良昭

目次

刊行にあたり

吉井 良昭

i

解題

近世西宮神社における願人がんにん

松本 和明

ii

目次

xviii

凡例

xix

近世諸国えびす御神影札頒布関係史料集

1

目録

339

史料解説

松本 和明

376

凡例

一、文書群は日本列島の北から順番に配列し、漢数字にて番号を付した。各文書群中の史料については編年順とし、アラビア数字にて番号を付した。年代不明の文書は各文書群中において後尾に配置した。

一、原史料中の改行箇所については、解読上支障がない限り、特に改行せず追い込みとした。また、適宜読点「、」と並列点「・」を付した。

一、用字については原則として常用漢字を使用し、異体字・略字・俗字などはこれに改めた。但し、名前・地名などの固有名詞と、以下のものについては原本のまま使用した。

尽・俣・燈・龍・籠・鉢・檜・爾・𠂔・鹿・斗

一、変体仮名は平仮名に改めた。但し、助詞の者(は)・江(え)・而(て)・与(と)・茂(も)・而巳(のみ)はそのまま残し、活字の級数を落として記した。また、祝詞については原本通りとした。

一、合字の「より」・「して」などは使用せず、すべて平仮名に改めた。

1 川村家文書

一 後奈良院繪旨写

後奈良院御輪旨

唯一宗源神道行事條々 已下殊諸社  
勸請靈符等事為唯受一人之相伝  
而今相統相限当流一人者也、此外神  
祇道諸事依為神祇管領古来一身  
進退也、不得長上之許猥可自專  
之可被存知者依  
天氣執達如件  
權左少弁惟房

天文二年十二月晦日

謹上 吉田侍從殿先祖兼郷

二 万松院御教書写

万松院御教書

唯一宗源神道行事條々 以下殊諸社勸請  
靈符等神祇道諸事相限吉田嫡流一人  
進退之所、平野三位兼永自曩祖号致  
其沙汰恣進止之段無其謂所詮止兼  
永自專吉田一人之進退旨伝奏  
書状炳焉之上者宜被存知之由所被仰  
下也依執達如件

天文三年十一月十九日

散位 判  
肥前守 判

吉田社雜掌

三 覚(本社神主支配の旨寺社奉行より仰せ付けにつき)

正徳四甲午歳六月六日於寺社 御奉行所本社神主支配

二被為 仰付候間、先規之通家業相勤、修覆料致社納、  
非分非職不可勤候、勿論免無之者可遂吟味者也

撰州西宮広田両社神主  
從五位吉井宮内支配所

諸国触頭

山木勘解由(印)

景貴(花押)

仙台領清水川町

山本伊織江

五 西宮太神宮神像札賦与免許状

渡部主水

四 西宮太神宮神像札賦与免許状

大山求馬

西宮太神宮神像御守札等

可致賦与旨令免許所也、

公儀御定法並社法之通可無

相違者仍如件

寛保二年壬戌春正月

本社神主左京亮從五位下神奴連(印)

西宮太神宮神像御守札等

可致賦与旨令免許所也、

公儀御定法並社法之通可無

相違者仍如件

史料目録

番号	文書名	年代	西暦	差出	宛所	形状	数量	備考	目録番号
1	川村家文書								
一	(後奈良院編旨写)	天文二年十二月晦日	一五三三	權左少弁惟房	(吉田兼郷)	一紙	一		
二	(万松院御教書写)	天文三年十一月十九日	一五三四	散位・肥前守	吉田社雜掌	一紙	一		
三	覚(本社神主支配の旨)寺社奉行より仰せ付けにつき)	(近世)	—	摂州西宮広田兩宮神主従五位吉井宮内支配所諸国触頭山木勘解由景貴	仙台領清水川町山本伊織	一紙	一	正徳四年以降、享保期	
四	(西宮太神宮神像札賦与免許状)	寛保二年壬戌春正月	一七四二	本社神主左京亮従五位下神奴連(吉井良行)	大山求馬	一紙	一		
五	(西宮太神宮神像札賦与免許状)	寛保二年壬戌春正月	一七四二	本社神主左京亮従五位下神奴連(吉井良行)	渡部主水	一紙	一		
六	(西宮太神宮神像札賦与免許状)	寛保二年壬戌春正月	一七四二	本社神主左京亮従五位下神奴連(吉井良行)	笹谷登	一紙	一		
七	(西宮太神宮神像札賦与免許状)	寛保二年壬戌春正月	一七四二	本社神主左京亮従五位下神奴連(吉井良行)	津久井式部	一紙	一		
八	(西宮太神宮神像札賦与免許状)	寛保二年壬戌春正月	一七四二	本社神主左京亮従五位下神奴連(吉井良行)	山本廣宮	一紙	一		
九	(西宮太神宮神像札賦与免許状)	宝保十三年未四月	一七六三	本社神主左京亮従五位下神奴連(吉井良知)	奥陸国岩井郡東山大原町稲田主膳	一紙	一		
一〇	(西宮太神宮神像札賦与免許状)	明和六年丑十月	一七六九	本社神主左京亮従五位下神奴連(吉井良足)	奥州仙台本吉郡清水川町山本民部	一紙	一		

番号	文書名	年代	西暦	差出	宛所	形状	数量	備考	目録番号
2	白石における産土信仰(2)所収文書								
一	(神道裁許状)	寛政九年十月二十八日	一七九七	神祇管領長上正三位侍従下朝臣良連(吉田良連)	(陸奥)国仙台清水川町神明・蛭子兩社祠官山本薩摩正藤原定賢	一紙	一		
二	(神道裁許状)	文久二年五月二十三日	一八六二	神祇管領長上侍従下朝臣良義(吉田良義)	(陸奥)国仙台本吉郡志津川天神・神明・蛭子・蛭主神社祠官山本薩摩正藤原友貞	一紙	一		
三	(吉田家雜掌書出写)	(近世) 四月二十一日	—	吉田雜掌鈴鹿將監・大角主水・鈴鹿采女・鈴鹿左京亮	諸社家中	一紙	一		
一	(西宮太神宮神像札賦与免許状)	明和六年卯十月	一七六九	本社神主従五位下陸奥守神奴連(吉井良足)	奥州仙台刈田郡白石町村上大炊	一紙	一	佐藤俊彦『白石における産土信仰(2)』刈田地方・神道の明治維新(白石神社々務所、一九八四年)二十二頁	
二	(神道裁許状)	元治二年三月十日	一八六五	神祇管領長上侍従下朝臣良義	(村上河内頭藤原峯次)	一紙	一	同右	
3	安部家文書(長井市)								
一	(神主免許状)	明暦二年二月十二日	一六五六	朝岡 留所	宮村神主弥左衛門	一紙	一		
二	一札之事(小原庄太夫神楽にて廻国に(き)	元禄二年六月	一六八九	尾張勢田社家三國氏峯松右衛門恂	松浦老岐・本多伊記、小笠原左戸	一紙	一	後段に公儀よりの神楽法度あり	

番号	文書名	年代	西暦	差出	宛所	形状	数量	備考	目録番号
四	〔神像勸請許状〕	文政十二年己春三月	一八二九	摂津国西宮神社神主従五位下上総介神奴連良明(吉井良明)	長門国阿武郡奈古浦願主河野新蔵	一紙	一		
24 宇津神社文書									
一	〔勸請之写〕	宝暦十二年壬午二月	一七六二	摂州西宮本社神主従五位下和泉守神奴連(吉井良知)	大長村神主越智相模守・齋嶋庄屋九郎三郎	一紙	一	コピー	
二	〔西宮勸請許状〕	明和二年酉十二月	一七六五	摂州西宮本社神主従五位下和泉守神奴連良知(吉井良知)	—	一紙	一	コピー、包紙あり	

史料解説

1 川村家文書(一三三点)

現南三陸町志津川に鎮座する西宮神社の別当川村家に伝来していた文書群である。二〇一一年三月の東北地方太平洋沖地震における大津波により甚大な被害をうけた地域であり、本史料集所収文書は全て流失した。しかし、神社自体は高台に位置していたため、難を逃れた。歴年の御神影札賦与免許状と、神道裁許状が大半を占める。また、両者からは、神職身分は吉田家が免状を発給し、御神影札の賦与は西宮神社が免状を発給するという、二重の関係を有していたことがわかる。すなわち、神事行為を禁止された本社の願人頭とは異なり(前掲解題参照)、西宮神社の神職として神事行為を行い、その一方で御神影札の賦与を行っていたのである。

2 『白石における産土信仰(2)』所収文書(二点)

陸奥国刈田郡白石鷹巣村(現宮城県白石市)。史料一は御神影札賦与免許状、史料二は吉田家よりの神道裁許状である。史料二からは、村上家が白石鷹巣村の蛭児・稻荷社の神主を勤めていることがわかるが、史料一とは時期が約百年異なることから、神主を勤める一方で御神影を賦与していたのかは不明である。

3 安部家文書(長井市)(二九点)

出羽国西置賜郡宮村(現山形県長井市)。由緒書上(史料一六)によれば、東置賜郡一本柳村(現山形県高島町)に鎮座する神明・蛭児相殿の神社の神主を勤めていたこと、また旦下村々二三ヶ村へ神像を賦与していたことがわかる。しかし、宝暦一四年(一七六四)に西宮・京都吉田家へ受領を願った際、吉田家より蛭児社の由来を尋ねられたこと

西宮神社文化研究所編

近世諸国えびす御神影札

頒布関係史料集

編者 西宮神社文化研究所

発行日 二〇一一年九月二十一日

発行 西宮神社

〒六六二-〇九九四

兵庫県西宮市社家町一―一七

印刷所 兵田印刷工業株式会社